陸前高田市　妊産婦等交通費支援事業

市内の**妊産婦の方全員**
妊産婦健診や出産等にかかる交通費が
一部助成されます！

対象者

◆陸前高田市に居住し、住民基本台帳に記載されている妊産婦等

助成額

◆上限　１００，０００円

対象経費

岩手県内や宮城県内の病院への通院が対象となります。

◆妊産婦健診や診療（妊娠及び出産前までに必要な診療に限る）、分娩のため自宅から医療機関へ移動した交通費（バス、タクシー、有料道路、自家用車）

◆入院や分娩待機のための宿泊費（上限１０，５００円/泊）

◆総合周産期母子医療センターにて健診等が必要と診断された生後１歳までの乳児（ハイリスク児）の保護者

◆その他

医療機関まで概ね６０分以上の移動時間を要する場合は、自宅に限らず岩手県、宮城県以外の里帰り先の居住地からも助成対象となります。

申請期限

◆妊産婦：最後の産婦健診受診日から１か月以内

◆ハイリスク児の保護者：総合周産期母子医療センターにおいて健診又は診療が終了した日若しくは当該乳児の１歳の誕生日から１か月以内

◆期限を過ぎる場合は、保健課までご連絡ください。

申請方法

必要なものをご持参の上、陸前高田市役所２階保健課窓口までお越しください。（所要時間５分程度）

ご本人の来庁が難しい場合は代理の方でも申請が可能です。

←予約はこちらから

申請しない方もこちらから申請しない旨を回答ください。

申請に必要なもの

①母子健康手帳

②振込先口座の通帳またはキャッシュカード

③医療費領収書及び診療明細書

※母子健康手帳に記載されている日以外で、妊娠・出産に係る受診をした場合又は他科で妊娠・出産に当たっての診療のために受診をした場合は、提出が必要です。

※バス等の公共交通機関又はタクシーを利用した場合、領収書が必要となります。

※ハイリスク児の保護者は、総合周産期医療センターで健診又は診療を必要とする場合、疾患等を証明する書類又は受診証明書（様式第２号）が必要となる場合があります。